

公益社団法人島根県畜産振興協会 女性活躍推進に係る行動計画

女性職員が職業生活において、十分にその能力を発揮し、責任と誇りを持って活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

◆計画期間 平成30年3月1日～平成33年3月31日

◆組織の現状と課題

- 【現状】
- (1) 役員を除けば、正規職員3名、OB職員（主幹職員）3名、非正規常勤職員7名、非常勤職員2名の15名体制である。
 - (2) 職員全体に占める女性の割合は66.7%と高く、既に女性が活躍している職場である。
- 【課題】
- (1) 非正規常勤職員の割合が46.7%と高く、処遇改善が求められている。
 - (2) 今後も引き続き、女性が働きやすい職場環境が求められている。

◆目標と取組内容・実施時期

目標1 非正規職員のうち1名を正規職員へ雇用転換する。

【取組内容・実施時期】

- ・平成30年 3月～ 各種団体が実施する専門研修等に、職員を参加させる。
- ・平成31年 4月～ OJTにより専門知識や技能を高める。
- ・平成31年12月～ 職員の適性や経験年数等を踏まえ、正規職員への雇用転換を検討する。
- ・平成32年 1月～ 会長や専務理事との意見交換を実施し、今後の働き方などについて、本人の意志を確認する。
- ・平成32年 4月～ 非正規職員1名を、正規職員に雇用転換する。

目標2 非正規職員の処遇改善

【取組内容・実施時期】

- ・平成30年 4月～ 改正雇用契約法に基づき、該当する有期契約職員の無期転換を推進する。
- ・平成30年 4月～ 非正規職員の給与見直し
- ・平成30年12月～ 準嘱託職員の給与体系の見直しを検討する。
- ・平成31年 4月～ 準嘱託職員の給与体系の見直しを行う。

目標3 育児・介護休業制度等の活用を促す

【取組内容・実施時期】

- ・平成30年 3月～ 生活環境の変化に柔軟に対応できるよう改めて当該制度を周知し、活用を促す。